

大阪社保協通信

メールアドレス:osakasha@ poppy.ocn.ne.jp
<http://www.osaka-syahokyo.com/index.html>

第 1316 号 2025.12.5
TEL 06-6354-8662 Fax 06-6357-0846
大阪社会保障推進協議会

介護保険次期見直し～①2割負担拡大問題②ケアプラン有料化に焦点化。待遇改善も実効あるものとなるのか疑問

本日午前中大阪社保協介護保険対策委員会が開催され、日下部委員長から最新の介護保険次期見直し議論について報告がありました。

★社会保障審議会介護保険部会 11月20日(第129回)、12月1日(第130回)

① 2割負担対象拡大問題～介護2割負担、対象拡大へ具体案 厚労省 年収230万円以上など選択肢 配慮措置も

2027年度に控える次の介護保険改正に向けて、大きな焦点となっている利用者負担の引き上げをめぐる議論が山場を迎えてる。【Joint 編集部】

厚労省が示した2割負担拡大案の一つ

【1割負担に戻す預貯金額を単身300万円、夫婦1300万円とした場合】

	財政影響			影響者数	申請により1割に戻る人数
	給付費	保険料	国費		
260万円(夫婦326万円)	約▲90億	約▲50億	約▲20億	約9万人	約4万人
250万円(夫婦316万円)	約▲140億	約▲70億	約▲40億	約14万人	約7万人
240万円(夫婦306万円)	約▲190億	約▲90億	約▲50億	約18万人	約10万人
230万円(夫婦296万円)	約▲220億	約▲110億	約▲60億	約22万人	約14万人

(社会保障審議会介護保険部会資料から作成)

厚生労働省は1日に審議会（社会保障審議会・介護保険部会）を開き、利用者負担を実際に引き上げる場合の具体案を俎上に載せた。

現行、単身世帯で「年収280万円以上」となっている2割負担の対象者を、「年収230万円以上」から「年収260万円以上」の範囲で拡大することを選択肢として提示。最も範囲が広い「年収230万円以上」とする場合、高齢者の所得上位30%、およそ35万人が新たに負担増になるとした。

厚労省はあわせて、利用者負担の急激な変動を抑えるための「配慮措置」の導入も提案。当分の間は月7000円を負担増の上限としたり、預貯金が少ない高齢者を1割に戻したりする選択肢を示した。

今後、年内に具体案を固めるべく調整を進めていく。実際に2割負担の対象者を拡大するかどうか、その際の所得基準をどうするかなどは政治決着となる。自維政権の判断に注目が集まりそうだ。

審議会では意見が分かれている。「物価高騰が続くなか、高齢者の生活への影響が極めて大きい」「サービスの利用控えによる重度化を招く」といった慎重論に対し、「制度の持続可能性の確保と現役世代の負担軽減のため、能力に応じた負担の徹底は避けられない」「可能な範囲で対象を拡大すべき」との反論も出た。

会長代理を務める早稲田大学政治経済学術院の野口晴子教授は、「制度を支える側が減り、支えられる側が増える構造的な課題は、足元の物価高以上に深刻で先送りできない。将来のハードランディングを回避するためにも、一定の利用者負担の引き上げは絶対に必要」と促した。

【論点に対する考え方】

- 能力に応じた負担という全世代型社会保障の基本的な考えに沿って、負担の公平化を図る必要があるのではないか。また、第1号被保険者・第2号被保険者の保険料水準が継続的に上昇するなかで、現役世代を含めた保険料水準の上昇をできる限り抑える必要があるのではないか。
- 要介護高齢者の消費支出の状況や、現役世代より高い傾向にある要介護世帯を含めた高齢者世帯の貯蓄額の状況を踏まえると、現在の2割負担対象者以外にも、相対的に負担能力があり、負担が可能と考えられる方に、2割負担の対象範囲を拡げることが考えられるか。
- この際、これまでの基準より収入が低い方に負担をお願いすること、また、医療と比べて利用が長期に渡り、一定の費用がかかり続ける介護サービスの特徴等を踏まえた配慮が必要ではないか。
- このため、令和5年12月に本部会にも報告された大臣折衝や同時期に閣議決定された改革工程において、2割負担の検討の方向性として①負担増への配慮を行う観点から、当分の間、一定の負担上限額を設けることや、②負担への金融資産の保有状況を反映すること等が掲げられていることを踏まえ、こうした配慮措置をとることが考えられるか。なお、②の場合には、例えば新たに所得基準により2割となる方については、預貯金等の額が一定の額未満の方は1割負担とすることが考えられるが、すでに預貯金等を勘案し、利用者負担段階を設定している補足給付の運用を踏まえると、自治体の事務負担に配慮する必要があるか。

【解説】

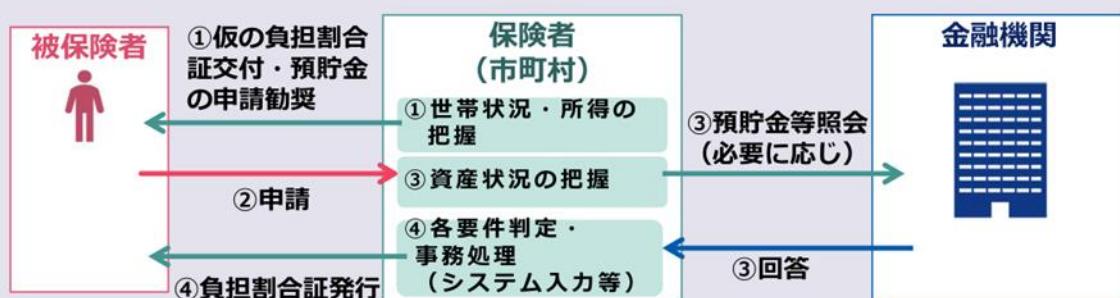
「2割負担」拡大で、もし「年収230万円以上」という線を引いた場合、年金月額19万1666円以上の方は全て「2割負担」となり、「1割負担」に戻すためには「預貯金等(有価証券、国債、地方債、社債、投資信託、現金、負債等)」を示し申請することが必要となります。その際に「同意書」にサインすれば自治体は金融機関へ照会することが可能となります。現在、金融機関への照会はオンライン照会システムの構築がすすんでおり、かつてのような照会文書のやり取りは不要となり、マイナンバーがなくても財産の把握が簡単にできる状況となっています。

配慮措置案2（預貯金要件）のイメージ

- 預貯金等が一定額未満の者は申請により1割負担に戻すこととする。
- 対象となる預貯金等は、補足給付と同様に、預貯金（普通・定期）、有価証券（株式、国債、地方債、社債など）、投資信託、現金、負債（借入金・住宅ローン等）とし、通帳の写し等の疎明資料を添付し、自己申告。
- 各保険者は、あらかじめ同意を得た上で、預貯金の状況について、必要に応じて、金融機関に照会。
- 補足給付と同様に、不正受給が発覚した場合の給付額の返還に加えた加算金の徴収規定を設ける。

預貯金要件の確認の主な流れ

- ① 要介護・要支援認定を受けている方に対して、毎年、保険者（市町村）において世帯状況・所得状況の把握を行い、利用者負担割合の判定を実施し、新2割負担に該当し得る者にその旨を記載した仮の負担割合証を発行し、預貯金の申請を勧奨する。
- ② 勧奨を受けた被保険者のうち、預貯金が一定額以下の者は、申請。
- ③ 保険者において、預貯金等の額を確認し、要件を満たすかの判定を実施。その際、預貯金等の額が真正なものかを確認するため、必要に応じて金融機関への照会を実施。
- ④ 要件を満たしている場合には、1割負担の認定証を作成・交付。



9

② ケアマネジメント有料化問題～ケアプラン有料化、次期制度改正の検討項目に 厚労省

厚生労働省は1日の社会保障審議会介護保険部会で、次の介護保険制度改革で最大の焦点となる給付と負担について、2割負担の対象拡大、補足給付の見直し、「ケアプラン有料化」の3つに検討項目を絞る方針を示した。ケアプラン有料化を巡っては、依然として予断を許さない状況だが、実現可能性は高まっている。

同省はこの日、ケアプラン有料化について改めて提案。内容そのものは前回と変わらなかったが、文言を一部修正した。

住宅型有料老人ホーム（該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む）への利用者負担の導入については、現在、同省が検討している一部有料老人ホームへの事前規制に触れ、次のように提案した。以下、同省の資料より抜粋（太字と下線も）。

事前規制の対象となる有料老人ホームについては、要介護者が集住し、要介護者へのサービス提供を行う場としてその機能が深化し、自宅等の一般的な在宅とは異なる位置づけも有することを踏まえ、拠点運営、ケアプラン作成、介護サービス提供が一体的に実施され、それについて一体的に利用者負担の対象としている施設サービスや特定施設入居者生活介護等との均衡の観点から、特定施設入居者生活介護以外の「住宅型」有料老人ホーム（該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む。）の入居者に係るケアマネジメントについて、利用者負担を求めるについてどのように考えるか。

■住宅型の負担導入、セルプラン悪用に「配慮」も

前回、日本介護支援専門員協会の小林広美副会長から、「セルフケアプラン制度の悪用を懸念する声が上がったことから、同省は今回、「負担を避けるための登録逃れやセルフケアプランの悪用といったことが生じないよう、有料老人ホームの事前規制の導入の検討とあわせて、現場の実態や関係者の意見を丁寧に伺いながら、実効的な方策を検討する」とした。

この日の部会で小林副会長は、現行の10割給付の維持を改めて強く要請。その上で、住宅型有料老人ホームにおける利用者負担の導入については、「今後、一般の居宅介護支援への波及がないか危惧している。現状では、施設と居宅の建付けは違うものであり、住宅型有料老人ホーム、高齢者住宅等の線引きはなかなか難しいのではないか」と述べ、慎重な検討を求めた。

【解説】

今回、「有料老人ホーム」でのみケアプラン有料化という案が出されました。たとえ「有料老人ホーム」のみとなっていても、ここから拡大していくことは火を見るより明らかです。

■処遇改善

介護職の賃上げ、最大月1.9万円の「3階建て」補正予算案の全容判明 生産性向上など要件

政府は28日、新たな総合経済対策の裏付けとなる今年度の補正予算案を閣議決定。厚生労働省は同日午後、その中に盛り込んだ施策の概要を直ちに明らかにした。【Joint編集部】

介護職の賃上げの財源として計上されたのは1920億円。政府はこれを原資として、全国の事業所・施設に補助金を支給する方針を打ち出した。

◆ 要件にケアプランデータ連携システムも

今回の賃上げは3階建てで設計された。

1階は1人あたり月額1万円だ。介護職員だけでなく、居宅介護支援のケアマネジャーや訪問看護の専門職など、幅広い介護従事者が対象となる。

厚労省は介護報酬の「処遇改善加算」を取得していることを支給要件にすると説明。「処遇改善加算」の対象外のサービスについては、これに準ずる支給要件を定める意向を示した。

2階からは介護職員のみが対象となる。居宅介護支援のケアマネジャーらは対象外とされた。

2階は1人あたりプラス5千円。生産性の向上や業務の協働化などに取り組む事業所・施設が対象で、将来を見据えた体制整備を促す色彩がより濃くなる。支給要件は以下の通り、サービス類型によって異なってくる。

▷ プラス5千円の支給要件

○ 訪問系、通所系サービスなど

ケアプランデータ連携システムを導入している、または導入する見込み

○ 施設系、居住系、多機能系、短期入所系サービスなど

「生産性向上推進体制加算」を取得している、または取得する見込み

3階の特徴は、補助金の使途が事業者の裁量に委ねられること。すべて賃上げに充てれば1人あたりプラス4千円の規模だが、それを職場環境の改善などの経費に回すこともできる。支給要件は、現場の業務の棚卸し、課題の洗い出し、その改善方策の立案など。昨年度の補正予算で支給された補助金と同様になる。

◆ ケアマネは最大1万円

こうした3階建ての補助金をすべて活用した場合、介護職員の賃上げ額は最大で月額1万9千円となる。一方、居宅介護支援のケアマネジャーらは1階部分のみのため、最大で月額1万円にとどまる。

厚労省は補助金の支給にあたり、事業所・施設に計画書や実績報告書の提出を求める方針。まずは、裏付けとなる補正予算案の今国会での早期成立を目指す。より具体的な支給要件など補助金の詳細は、予算成立後に発出する実施要綱や通知で周知する構えだ。

補助金の支給時期の見通しについて、厚労省の関係者は「全国の自治体と密に連携し、なるべく早く現場の皆様に届けられるよう尽力したい」と話した。

【用語解説】

生産性向上推進体制加算：下記の3つのテクノロジーのうち、1つ以上を使用する必要があります。

- ① 見守り機器（利用者の離床状態等を感知し、職員に通知できる機器）、すべての居室に必置
 - ② インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器、同一の時間帯に勤務する全ての介護職員が使用する必要あり
 - ③ 介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するICT機器
- 加算（I）はそのうち1つ、加算（II）はすべてを導入する必要があります。つまり、導入するためには設備投資も必要で、一定の資金力がなければ導入できません。

介護保険料不服審査請求についての取り組みを確認

「口頭意見陳述」で各自治体に「声」をぶつけよう

大阪社保協は、10月16日「介護保険料対策会議」を開催し、従来から取り組んでいる介護保険料不服審査請求運動についての取り組みを確認しました。

9月に各市町村・行政区ごとに大阪府介護保険審査会に提出した「不服審査請求」について、「口頭意見陳述」を申し立てる取組をすることになりました。口頭意見陳述は、書面だけでは言い表せない、主張や気持ちを含めて審査会に対し口頭で審査会に対し述べることができる「権利」です。また、介護保険料決定通知を行った自治体当局の担当者も出席しますので、意見陳述を行った後、「質問」をすることができます。質問に対して自治体の担当者は「回答」をしなければなりません。またそのやりとりは録音され審査会が文章化して後日送ってきます。各地域ごとに、「言いたいこと」「聞きたいこと」をまとめて、口頭意見陳述を取り組みましょう。また、「傍聴」もできます。

※昨年度は、大阪府庁周辺の会場で実施されました。2月 各自治体別に口頭意見陳述実施。審査会委員の出席なく、大阪府介護支援課による職員聴取。市町村の担当者出席有り、15分程度(陳述の後、1問1答で質疑応答を実施しました。

自治体との話し合いの場が制限されている中で「口頭意見陳述」は、自治体当局に直接声を届け、回答を迫る絶好の機会です。

★口頭意見陳述申立書提出 申立書(別紙)参照

12月19日(金)午前9時50分に大阪府庁別館1階ロビー集合)

※受付会場が狭いため各地域・団体で口頭意見陳述申立書を取りまとめて持参してください。

特に、第9期介護保険料の「高い」自治体は、怒りの声を陳述しましょう。

※高額介護保険料 基準月額7000円以上 1位・大阪市、2位・守口市、3位・門真市、4位・松原市、5位・堺市、6位・四條畷市、7位・東大阪市、8位・八尾市

※取り過ぎ保険料(基金)を大量に残している自治体には「基金を取り崩して保険料を下げる」「取り過ぎ保険料を返せ」の声を陳述しましょう。

※第9期計画で基金取崩見込額が保有額の70%未満の「基金貯め込み自治体」は、13市町村
岸和田市、貝塚市、寝屋川市、松原市、柏原市、羽曳野市、高石市、泉南市、交野市、阪南市、熊取町、
豊能町、千早赤阪村

口頭意見陳述及び口頭意見陳述に係る会議の公開についての申立書

大阪府介護保険審査会会長様

2025年 月 日

申立人
住 所

氏 名

申立人が提起した介護保険料賦課決定処分に対する不服審査請求について、口頭意見陳述をしたいので申し立てます。

また、口頭意見陳述に係る会議については、下記の理由により、公開をしていただきたいので申し立てます。

なお、口頭意見陳述は、審査会委員が出席して聴取していただきますよう要請いたします。

記

- 1 申立人の主張を多くの方に訴えたいため。
- 2 申立人のプライバシー保護を要するものではないため。

中央社保協「秋の国保改善運動交流集会」に参加しよう

12月7日(土)終日、ハイブリッドで「秋の国保運動改善交流集会」が開催されます。内容は別紙チラシのとおりですが、各地からの実践報告の内容も確定しました。

- ① 国保料引下げ集団減免の取り組み(兵庫民商)
- ② 国保統一化に対峙するたたかい(埼玉県社保協)
- ③ 国保の資格確認書全員発行の取り組み)
- ④ 外国人の医療・国保問題(大阪社保協)
- ⑤ 国保の自治体窓口からの報告
- ⑥ 宮城社保協からの報告
- ⑦ 国保の一部負担減免の活用事例など

大阪社保協・寺内事務局長は「外国人の医療・国保問題」について報告します。当日資料については中央社保協ホームページにアップされていますのでご覧ください。

<https://shahokyo.jp/2025%e5%b9%b412%e6%9c%887%e6%97%a5%e3%80%8c%e7%a7%8b%e3%81%ae%e5%9b%bd%e4%bf%9d%e6%94%b9%e5%96%84%e9%81%8b%e5%8b%95%e4%ba%a4%e6%b5%81%e9%9b%86%e4%bc%9a%e3%80%8d/>

オンラインで参加できますので、申し込みはチラシ右下のQRコードを読み込み、グーグルフォームでお申し込みください。

全国各地で国保改善大運動をすすめよう 秋の国保改善運動交流集会

2025年12月7日(日)10:30~16:30

砂防会館別館3階 会議室「立山」

(東京都千代田区平河町2-7-4 地下鉄「永田町駅」4番出口徒歩1分)

<https://www.sabo.or.jp/kaikan-annai.htm>

2024年4月から各都道府県で第3期国保運営方針が始まり、国保料水準の統一化や法定外繰入の解消で国保料の大幅値上げや、不当な差し押さえなどが進んでいます。昨年12月の健康保険証の新規発行停止で医療現場でのトラブルは多発し、厚労省の対応も迷走しています。今こそ最新情勢や国保改善の展望を学び交流し、国保改善大運動の力にしていきましょう。



集会スケジュール(予定) ※10時受付開始

10時30分～開会

10時35分～第一講演「国保の構造的問題を解決するために」

講師：佛教大学准教授 長友薰輝さん

12時00分～休憩 ※希望者は事前にお弁当を注文できます(お茶付き千円)

13時00分～第2講演「国保料(税)の滞納処分から身を守るために」

講師：滞納処分対策全国会議事務局長・弁護士 佐藤靖祥さん

14時45分～各地から実践報告

16時15分～集会まとめと行動提起

16時30分 閉会

■秋の国保集会 申し込みURL(申し込み〆切 12月3日)

https://docs.google.com/forms/d/1nJiq0Mq2yjjAdTbDwMXWneO7R-4r_w3blu3jr1TEOFQ/edit



■オンライン配信を行います(参加 Zoom ミーティング)

※ZoomのID、パスコードは後日、お申し込みの際に入力いただいたメール宛にお送りいたします。

主催：中央社会保障推進協議会 国保部会

問い合わせ：〒110-0013 東京都台東区入谷1-9-5 日本医療労働会館5階

電話03-5808-5344 / ファックス03-5808-5345 / 代表メールk25@shahokyo.jp